

①新しい被保険者証を7月末までに交付します

現在、ご利用の「後期高齢者医療被保険者証」(オレンジ色)の有効期限は令和6年7月31日までとなっていますが、7月末までに新しい「後期高齢者医療被保険者証」(むらさき色)を保険年金課よりお届けします。新しい被保険者証(むらさき色)の有効期限は令和7年7月31日までとなります。8月1日以降の受診には、新しい被保険者証(むらさき色)をお使い下さい。

※令和6年8月1日から令和7年7月31日までの一部負担金の割合(1割、2割または3割)は、令和5年中の収入や所得に基づき下記のとおり判定します。

2割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入+その他合計所得金額」が200万円以上は2割	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ被保険者全員の「年金収入+その他合計所得金額」の合計が320万円以上は2割
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が145万円以上は3割 ※次に該当する場合は、申請により1割または2割になります。 ・住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円未満の場合 ・70歳以上75歳未満の方(後期高齢者医療制度の被保険者以外)がいる場合、その方との総収入の合計額が520万円未満の場合	住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる世帯は3割 ※次に該当する場合は、申請により1割または2割になります。 ・住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円未満の場合

※上記の判定方法に当てはまらない方は、1割負担となります。

②「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」「後期高齢者医療限度額適用認定証」の更新時期です



医療機関で診療を受けた際に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」または「後期高齢者医療限度額適用認定証」を提示した場合、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。この認定証は、毎年7月末が有効期限となっているため、現在、認定証をお持ちの方で継続して該当される方には、7月末までに新しい認定証をお届けします。更新手続きは必要ありません。

③個人番号(マイナンバー)下4桁のお知らせを送付します

新しい被保険者証には、安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけるよう、台紙部分に後期高齢者医療制度のデータベースに登録されている **マイナンバー下4桁** を通知しますので、ご確認下さい。なお、実際にマイナンバーカードを保険証として利用するためには、別途利用登録を行う必要があります。

※令和6年8月1日以降に後期高齢者医療制度にあらたに加入する方には、個人番号のお知らせは送付されません。

見本

後期高齢者医療被保険者証
交付のお知らせ

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療の被保険者証をお届けします。

この証は、徳島県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる方(年次更新時含む)・再交付申請された方・証の記載事項(一部負担金の割合・住所・氏名等)に変更があった方にお送りしています。

令和 年 月 日

後期高齢者医療制度のデータベースに登録されている個人番号(マイナンバー)のお知らせ

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されており、マイナンバーカードをご利用いただける状態となっています。

マイナンバーカードをお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

なお、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は、以下のとおりです。

万一、異なっている場合には、封筒に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

対象となる被保険者

被保険者番号	
被保険者証の券面記載氏名	

後期高齢者医療制度として登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)

個人番号(マイナンバー)

**** * 1234

(注)上記、個人番号(マイナンバー)は後期高齢者医療制度のデータベースに登録されている個人番号(マイナンバー)の下4桁を表示しています。

宛名面

個人番号のお知らせは被保険者証の台紙(中央部分)に印字されています。

※別に印刷して同封している場合もあります。

ご自身の個人番号(下4桁)が正しく登録されていることのご確認にご利用ください。

個人番号(マイナンバー)

**** * 1234

④被保険者証は令和6年12月2日に廃止されます

お手元にある被保険者証は、記載されている有効期限までお使いいただくことができます。

令和6年12月2日以降、マイナンバーカードを被保険者証として利用する登録をしていない方には、被保険者証の代わりにお使いいただける「資格確認書」を、被保険者証の有効期限が切れるまでにお届けします。

マイナンバーカードを被保険者証として利用する登録をしている方には、自己負担割合等の確認ができる「資格情報のお知らせ」を、被保険者証の有効期限が切れるまでにお届けします。「資格情報のお知らせ」は被保険者証の代わりにお使いいただくことはできませんので、受診の際はマイナンバーカードをお使いください。

問 市保険年金課 医療・年金担当 (市役所1階④番窓口) ☎32・4120/FAX35・0173

✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

2024年(令和6年)7月5日 小松島市役所 代表☎32・2111 〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号
 広報こまつしま 電話番号に市外局番の記載がない場合、市外局番は「0885」です。